

教育委員会を解体し、国や首長による教育介入を大きく進める「改革案」は認められない ～「今後の地方教育行政の在り方について(答申)」について(見解)～

2013年12月16日

日本高等学校教職員組合 中央執行委員会

1. 教育委員会の解体、国や首長の教育介入をすすめる「改革案」は認められない

中央教育審議会は12月13日、「今後の地方教育行政の在り方について(答申)」を下村博文文部科学大臣に提出しました。その主な内容は、①首長を教育行政の責任者である「執行機関」とする。②首長によって任免される教育長を首長の「補助機関」として日常の事務執行の責任者とする。③現在の執行機関である合議制の教育委員会は、首長の「特別な付属機関」とし、首長の定める教育方針の審議や教育長の事務執行状況について点検・評価・勧告を行うというものです。また、「児童、生徒の生命・身体や教育を受ける権利を守るために、国がしっかりと公教育の最終責任を果たせるようにすることが必要」として国による教育統制を強化しようとしています。

教育委員会制度は、かつての侵略戦争推進に教育が利用された軍国主義教育の反省のうえに、教育が国や首長などの「不当な支配に服することなく」、その自主性、中立性を擁護する制度として誕生しました。原則5人の住民代表である教育委員の合議制執行機関という在り方は、さまざまな意見や考え方がある教育を、首長の独断や議会での多数決で押し切らずに、広く民意を反映させていくための民主的教育制度の根幹です。こうした首長から独立した行政委員会制度の仕組みは、政治的中立性が求められる教育、警察、選挙などに導入されている、戦後民主主義改革の土台です。教育委員会を解体し、国や首長による中央集権的教育行政を強めようとする今回の改悪の背景には、道徳の教科化、教科書検定基準の改悪などと一体に、憲法を改悪して、「戦争する国の人づくり」をすすめるようとする安倍政権の政策があり、断じて認めることはできません。

2. 最後まで紛糾した中教審教育制度分科会、問われる異常な諮問の在り方とその審議方法

答申を審議してきた中教審教育制度分科会では、権限を縮小しながらも教育委員会を執行機関とする案が並行して審議され、これを支持する意見が有力でしたが、「別案」として付記されました。両論併記とまではいかなくとも、「改革案」「別案」として2つの案を示したことは、中教審の答申においては極めて異例なことであり、教育の統制を許してはいけないという世論と運動の高まりを反映したものです。

これは、教育再生実行会議の第二次提言をもとにした文部科学大臣の諮問が、「首長が任免を行う教育長を地方公共団体の教育行政の責任者とする」「教育委員会は、地域の教育方針等について審議し、教育長に対し大きな方向性を示すとともに、教育長による事務執行状況をチェックすることとする」と、改革の方向性の枠を厳しく縛ったものの、最後の分科会審議にいたるまで多くの委員から反対意見が出続けて「激しい議論(中教審三村会長の表現)」が展開されたことによるものです。

また、4月25日に文部科学大臣の諮問があり、年内に答申を出すという結論が先にあったため、わずか8ヶ月で21回、月に2.5回以上という異常なまでのスピード審議が行われました。中教審を教育再生実行会議の下請け機能的扱いをする諮問の在り方や審議の方法の異常さは厳しく問われなければなりません。

3. 首長に権限を強める「改革案」ではいじめや体罰問題の解決はできない

戦後当初の教育委員は公選制で、教育予算や教育条例の原案作成・送付権などを持ち、会議は公開されていました。しかし1956年には公選制は首長による任命制に改悪され、独自の権限も大幅に縮小され、民主性・自主性・公開性も大幅に弱められて、その後の教育委員会制度の形骸化の大きな要因となりました。大津市のいじめ事件などで見られた隠蔽体質は、こうした形骸化の結果起こったものです。教育委員会への国民の批判を逆手にとり、首長や教育長に権限を集中させる「改革案」

では、いじめや体罰問題の解決など今日の教育行政に求められている課題に応えることは望めません。

第一次安倍政権時の 2006 年に改悪された「教育基本法」においても「教育は不当な支配に服することなく」行われるべきものと規定されています。憲法・子どもの権利条約の精神を生かした民主的な教育行政こそが求められます。

4. 首長とは独立した執行機関としての教育委員会が必要

教育委員会の合議制は、時に首長や教育長の暴走を食い止める役割を果たしてきました。大阪市では市職員への違憲の思想調査が行われましたが、教職員などへの調査は教育長を除く 4 人の教育委員の反対で否決され実施されませんでした。教育長に権限を集中すればこうしたことはできなくなります。また、全国学力テスト結果の下位校長名の公表をめぐる静岡県知事の発言は、首長の暴走の危険性を明らかにしました。中教審教育制度分科会では、複数の首長委員から、4 年ごとに選挙がある首長には短期の成果を求めたり有権者の歓心を得るためのパフォーマンスをとる傾向があること、そのことは、政治的中立性・継続性・安定性が求められる教育行政には望ましくないことなどが指摘されました。

「改革案」では、このような首長や教育長の暴走の歯止めとして、首長が教育に関する大綱的な方針を策定する際には、「教育委員会の議を経る」こと、教職員の人事、教科書の取り扱いなどの特に重要な個別の事務については、「教育委員会の議に基づいて」教育長が基本方針を策定するとしています。さらに「教育委員会の議に基づくのみならず、承認を必要とすべきであるという意見もあった」とまで付け加えています。「議を経る」とは従う義務まではないが、強い拘束性があるもの、「議に基づいて」とは、法的拘束力があるものと解されている、との説明もつけています。

しかし、教育委員会はあくまでも首長の付属機関であり、こうした歯止め教育の政治的中立性・継続性・安定性が守られる保障はどこにもありません。首長から独立した執行機関としての教育委員会制度を残すべきです。

5. 教育の同僚性を高め、教職員の実践を励ますための方策を

「改革案」には、教職員版フリーエージェント制を活用して校長の意向を人事に反映させる取組や、予算面における学校裁量の拡大など、校長権限を強める内容が盛り込まれており警戒を要します。私たちが強く訴えている、教育の同僚性や協力・共同の重要性については、「教員の仕事は協働意識が非常に重要であり、学年・分掌といったチームで取り組んでいることを評価する仕組みも重要である」という意見があった」と述べるにとどまっているのは極めて遺憾です。教員評価の人事・給与等への処遇への反映、教員表彰者の活用、メリハリある給与体系の推進などを提言していますが、協力・共同が重要な教職員の世界に分断を持ち込み、さらなる「管理と統制」をすすめようとするものであり、到底認めることはできません。最後の分科会審議となった 12 月 10 日に挿入された、「教員給与については、人材確保法に基づく優遇措置が目減りする中、現場の士気を高めるような対応が大切である」という意見の具体化を強く求めるものです。

6. 教育の政治的中立性を守るための民主的で開かれた教育委員会制度への改革を

現在の教育委員会制度の問題点は、教育委員会が地域住民に直接責任を負った、子ども・教職員・地域住民に開かれた自治的・専門的な教育行政機関としての組織・権限を十分に持っていないことにあります。

今後、来年の通常国会での地教行法などの法改正に向けた具体的な制度設計が行われます。子どもの学び・成長する権利を支え、現場の声に耳を傾け、住民の願いが教育に生かされるような民主的で開かれた教育委員会の制度設計と、その役割を発揮できるだけの権限を与える改革が必要です。

日高教は、「教え子を再び戦場に送らない」との戦後教職員組合の原点に立ち、教育の国家統制をねらう教育委員会制度の改悪を許さず、国民の教育権を取りもどすために広範な国民的共同の運動を発展させることを呼びかけるものです。

以上